平成２０年（排）第５０号

排　除　命　令　書

神戸市中央区御幸通五丁目１番２１号
富永貿易株式会社
同代表者　代表取締役　冨　永　章　義

公正取引委員会は，前記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　富永貿易株式会社（以下主文において「富永貿易」という。）は，福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県及び鹿児島県の区域において取引先販売業者を通じて一般消費者に販売した「神戸居留地炭焼コーヒー」と称する缶入りコーヒー（以下主文において「神戸居留地炭焼コーヒー」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１６年４月ころから平成２０年７月ころまでの間当該商品の容器において行った，あたかも，当該商品の原材料として用いられたコーヒー豆は炭火で焙煎したもののみであるかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　富永貿易は，今後，神戸居留地炭焼コーヒー又はこれと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

３　富永貿易は，今後，神戸居留地炭焼コーヒー又はこれと同種の商品の取引に関し，第１項の表示と同様の表示

を行うことにより，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

4　富永貿易は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　富永貿易株式会社（以下「富永貿易」という。）は，肩書地に本店を置き，コーヒーの製造販売業を営む事業者である。

2 (1) 富永貿易は，平成１２年３月ころから平成２０年７月ころまでの間，我が国に所在する事業者に「神戸居留地炭焼コーヒー」と称する缶入りコーヒー（以下「神戸居留地炭焼コーヒー」という。）を委託して製造させ，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売していた。

(2) 富永貿易は，福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県及び鹿児島県の区域（以下「九州地域」と総称する。）において販売する神戸居留地炭焼コーヒーについては，株式会社トーホーから購入したコーヒー豆を熊本市に所在する委託先製造業者に供給し，当該コーヒー豆を用いて神戸居留地炭焼コーヒーを製造させていた。

(3) 株式会社トーホーは，佐賀県鳥栖市に所在する同社の「鳥栖工場」と称する施設において，コーヒー豆を焙煎しているところ，平成１６年４月ころから平成２０年７月ころまでの間，ガスで焙煎したコーヒー豆（以下「ガス焙煎コーヒー豆」という。）を炭火で焙煎したコーヒー豆（以下「炭火焙煎コーヒー豆」という。）に混合して富永貿易に販売していた。

(4) 炭火焙煎コーヒー豆を原材料に用いたコーヒーは，ガス焙煎コーヒー豆を原材料に用いたものと比べて，風味が良く，うまみとこくがあるとされており，一般消費者に好まれる傾向にある。

3　富永貿易は，九州地域において販売した神戸居留地炭焼コーヒーについて

(1) 平成１６年４月ころから平成２０年４月ころまでの間，当該商品の容器の前面（別添写し１）に「炭焼」と，同後面（別添写し２）に「炭焼コーヒー」と

(2) 平成２０年５月ころから同年７月ころまでの間，当該商品の容器の前面（別

添写し３）及び同後面（別添写し４）に「炭焼珈琲」と，同左側面（別添写し５）に「世界各国から厳選したコーヒー豆をじっくり丁寧に炭火で焙煎。炭焼の豊かな香りにミルクのマイルド感を加えた上品な味わいです。」と

それぞれ記載することにより，あたかも，当該商品の原材料に炭火焙煎コーヒー豆のみが用いられているかのように示す表示をしているが，実際には，当該商品の大部分については，原材料として用いられた炭火焙煎コーヒー豆の割合が７０パーセントを下回るものであった。

４　富永貿易は，平成２０年７月ころ，九州地域において販売していた神戸居留地炭焼コーヒーの販売を中止し，当該商品の原材料にガス焙煎コーヒー豆が混入していた事実を同社のウェブサイトに掲載した。

法 令 の 適 用

前記事実によれば，富永貿易は，九州地域において販売した神戸居留地炭焼コーヒーの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し,公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成２０年１２月１０日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水